

2010年世界農林業センサスにご協力ください

平成22年2月1日現在で、全国一斉に農林業の国勢調査といわれる「2010年世界農林業センサス」が実施されます。

この調査は、今後の農林業の政策に役立てるために5年ごとに実施される極めて大切な調査です。

集計された調査結果は農林行政の企画・立案や地方交付税の算出など、さまざまな施策の策定や推進の基礎資料として利用されます。

1月中旬から農林業を営んでいる皆さまのところに、県知事より任命を受けた調査員が訪問しますので、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いいたします。(調査員は調査員証を携帯しています。)

調査は統計法に基づき、調査内容が統計以外の目的に使用されることは一切ありません。また調査員にも守秘義務があり、調査で知り得た情報が他人に漏れることもありませんので、ご協力をお願いします。

問い合わせ先

企画財政課企画係(内線53)

長野県無形民俗文化財

草越

寒の水

水を浴び、走る、はだかの男たち

1月20日(水) 午後6時ごろ

草越公民館 出発

当日は

御代田名物「おにかけうどん」が無料でふるまわれます。味工房みよたの手作り味噌販売。購入者には、ミニチュアの兎巾(ときん)をプレゼント。数量限定!

【問い合わせ先】 産業経済課商工観光係 内線31・62



要介護3以上の認定を受けている65歳以上の皆さんへ 障害者控除対象者認定のご案内

身体障害者手帳などの交付を受けている障がい者の方は、税法上の障害者控除を受けることができます。

手帳などの交付を受けていない65歳以上の方でも、要介護認定を受けていて、基準に該当し認定書を交付された方は、税法上の障害者控除対象者とみなし、所得税および住民税の控除が受けられます。

○基準とは

障害者控除対象者認定書の申請ができる方は、要介護認定を受けている65歳以上の方で、介護度が要介護3〜5となる方です。

申請後に調査をした上で該当になる場合、認定書をお送りいたします。

○認定書が交付されたら:

認定書に有効期限はありませんので、介護度や心身の状況に変更がない限り、毎年所得税確定申告や、年末調整で使用していただけます。

介護度の変更や心身の状況により、認定書記載事項あるいは認定基準に変化が生じた場合は、再度、障害者控除対

象者認定書の交付を申請してください。

手続き・問い合わせ先

認定書の交付を希望する場合は申請が必要となります。詳しくは保健福祉課介護高齢係までお問い合わせください。

問い合わせ先

保健福祉課介護高齢係

(31)2512

訂正とお詫

やまゆり12月号10ページのFM軽井沢の番組時間に誤りがありました。訂正しお詫びいたします。

FM軽井沢

毎日、番組の中で御代田町の情報を放送しています。

月曜日～金曜日

8:00～ ⇒ @ 8:10～ MORNINGキャンパス!

14:00～ ⇒ @12:50～ 気まぐれ☆Marmalade

15:00～ ⇒ @17:50～ SUNSET CRUISE

土曜日

10:00～ ⇒ @10:10～ SATURDAY TRAXS

日曜日

9:00～ ⇒ @10:30～ NATURAL GARDEN

御代田 消防署がみなさんへ



消防車はなぜ赤い？

消防車はなぜ赤いのか皆さんご存知ですか？本当の理由は定かではありませんが、日本で最初に輸入された消防車が赤だったというのが一般的です。フランス、イギリス、スイスなどヨーロッパの国々や、アメリカの一部でも赤色ですので、かなり有力な話に思えます。そのほかに「赤は注意を引く色だから」や、「赤は炎の色で警火心（火の用心という気持ち）を起こさせる」など諸説があります。

ちなみに救急車は「白地に赤い線」ですが、これはそのほかの緊急自動車の「白色」に、消防が行なう業務ということで消防自動車と同じ色の「赤の線」が入っているという説があります。これも定かではありません。赤色といえばクリスマスは過ぎてしまいましたが、サンタクロースの服がなぜ赤い

かご存知ですか？

それまでは国により赤色のほかに青色や茶色などで描

かれたサンタクロースが存在しましたが、1931年に皆さんもよくご存知の炭酸飲料メーカーのクリスマスキャンペーンで描かれた「赤い服で白いひげのサンタクロース」がイメージとして定着し、その後は赤色が定番になったという話です。

最後に一般に「消防車は赤色」と思われていますが、道路運搬車両の保安基準第49条第2項で「緊急自動車の車体の塗色は、消防自動車にあつては朱色とし、そのほかの緊急自動車にあつては白色とする。」とあるように実は「朱色」です。便宜上、消防でも「赤色」と言っていますが参考までに。



問い合わせ先 御代田消防署(32)0119

ごんごんちは農業委員会です

御代田町農業委員会事務局 32-3111 内線27・64

農業委員選挙人名簿登載申請書について

毎年12月末にお願いしている「農業委員会選挙人名簿登載申請書」を提出していただく時期となりました。農業委員の選挙は一般選挙と異なり、投票できる人は農業委員会選挙人名簿に登載されている人だけです。町の選挙管理委員会は、法律によりその年に農業委員の選挙があるなにかかわらず、選挙権のある人からの申請に基づき、毎年1月1日現在における選挙資格を調査し、農業委員会委員選挙人名簿を作成しています。

【選挙権がある人】

- ①と②の要件に当てはま
- り、③か④の要件にも当てはまる人
- ①平成22年1月1日現在、御代田町に住所がある人
- ②平成2年4月1日までに生まれた人
- ③10a以上の農地で耕作を

営んでいる人

④耕作を営んでいる人の同居の親族が配偶者で年間60日以上耕作に従事している人

10a以上農地を所有する皆さんには、既に申請書をお送りしました。申請書には昨年「資格あり」と判定された人の氏名は印刷してあります。裏面の記載注意事項を参照して変更がある場合は、必要事項を記入し、同封した返信用封筒に入れ、1月10日(日)までに提出してください。

なお、農地があるにもかかわらず、申請書が届かない人がいるかもしれません。経営者世帯以外は選挙資格がないので、親がどんなに耕作していても経営移譲された子の住所が町内になく、選挙資格がありません。農地が10a以上あるのに申請書が届かない人は、お問い合わせください。